

令和5年度 学校教育実践研究（附属）

学校教育実践研究を受講するにあたっての確認事項

2023.4/12 教職センター

- ① 正装または白シャツにノーネクタイ（ネクタイ着用も可）、白ブラウスで参加し、名札（両面記入）はワイシャツの第三ボタンの位置にくるように調整する。
- ② 講義の開始 10 分前までには着席する。
- ③ **3回の欠席**で講義は**不可**となる。その場合、遅刻及び早退は2回で1回の欠席扱いとなる。ただし、30分を過ぎた場合の遅刻は欠席となり、講義を受講することはできない。講義終了時 30 分以前の早退も欠席として扱う。
- ④ 遅刻や早退、欠席が 1 回でもあった場合には、「A」の評価は「B」となる。
- ⑤ 次の 2 観点で評価する。「実習生としての基本的態度」（出欠席の状況／授業やグループワークへの参加状況・参加態度／整容を含む）：40%、「記録簿及び提出課題の提出状況と内容」：60%
- ⑥ 欠席による補講（授業観察、模擬授業を含む）は、出席扱いとはならない。
- ⑦ 忌引き、感染症（例：インフルエンザ等）は公欠扱いとするが、**それ以外は欠席となる**。
- ⑧ サークル等の大会参加のための欠席は公欠扱いとしない。
- ⑨ 欠席または、遅刻・早退をする場合は、授業開始 1 時間前までに、**教職センターの担当教員**（小学校は森・中園、中学校は上江洲）に**確実に連絡**を行う。附属小中学校と直接関わる授業観察や模擬授業においては、附属学校の管理職や担当教諭へも確実に連絡する。連絡のみならず、所定の様式の届出（**欠席・欠勤・遅刻・早退届**）を教職センター担当教員にメールに添付して提出する。
- ⑩ 学校教育実践研究が不可の場合には、教育実習を受講することはできない。
- ⑪ 教育実習が不可の場合には、次年度も学校教育実践研究と教育実習の両科目を受講しなければならない。学校教育実践研究と教育実習は一体だということである。
- ⑫ 学校教育実践研究の記録簿や課題は、学校教育実践研究の講義の翌日（木曜日）の 17 時までには、Teams から提出する。期限内に提出しなかった場合は、マイナスの評価となる。また、再提出の指示があった場合にはそれに従う。
- ⑬ 模擬授業と授業観察の記録簿の提出方法については、附属小中の指示に従う。
- ⑭ 途中で辞退する場合は、必ず当該専修の実習担当教員、教職センターの担当教員（小学校：森・中園、中学校：上江洲）及び学部事務室学務係の三者に連絡する。

※ 学校教育実践研究の中で、不安になることや悩み事がある場合には、一人で抱え込まずに専修コースの実習担当教員及び教職センター教員に相談すること。

* 許可コード *

- ・ 305956011 教職 3 6 0 学校教育実践研究（小） 0 1 組：h7ea
- ・ 305962011 教職 3 7 0 学校教育実践研究（中） 0 1 組：8dyp
- ・ 305957001 教職 3 6 1 小学校教育実習 A：n88z
- ・ 305963001 教職 3 7 1 中学校教育実習 A：2t5p

